

化管法の概要

令和5年12月14日(木)

独立行政法人 製品評価技術基盤機構
化学物質管理センター リスク管理課

本講義のねらい

化学物質排出把握管理促進法（化管法）を通じて、事業者の化学物質の自主管理の方法に関する理解を深める。

～本講義の議題～

◆ 化管法の全体像

◆ 化管法に基づくPRTR制度

(PRTR : Pollutant Release and Transfer Register)

PRTR制度の概要

PRTRデータの概要

法及び政省令改正

目次

1. 化管法の概要
2. 化管法に基づくPRTR制度とは
 - 2.1 PRTR制度の概要
 - 2.2 PRTRデータの概要
3. 化管法及び政省令改正とPRTR制度
4. まとめ

我が国の化学物質管理制度について

暴露 有害性		労働環境 (国内輸送)	消費者	環境経由	排出・ストック汚染	廃棄	危機管理										
		物理化学的 危険性	火薬類取締法 消防法 高圧ガス保安法					火薬類 取締法 高圧ガス 保安法									
人の健康への影響	急性毒性	毒劇法					化学兵器禁止法										
	長期毒性	労働安全衛生法 (安衛法)	農薬取締法	農薬取締法	食品衛生法	薬機法		家庭用品品質表示法	有害物質含有家庭用品規制法	建築基準法	農薬取締法	化学物質審査規制法 (化審法)	化学物質排出把握管理促進法 (化管法)	大気汚染防止法	水質汚濁防止法	土壌汚染対策法	廃棄物処理法等
生活環境 (動植物を含む) への影響																	
オゾン層破壊性																	

NITE化学物質管理センターが法施行を支援しているもの

法律の内容にGHSに関する記載があるもの

上述以外でNITE-CHRIPに掲載しているもの

一部のみ

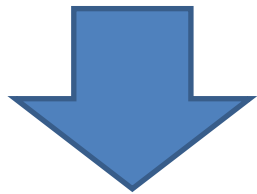
PRTR制度導入の経緯①

ボパール事故（1984年12月）

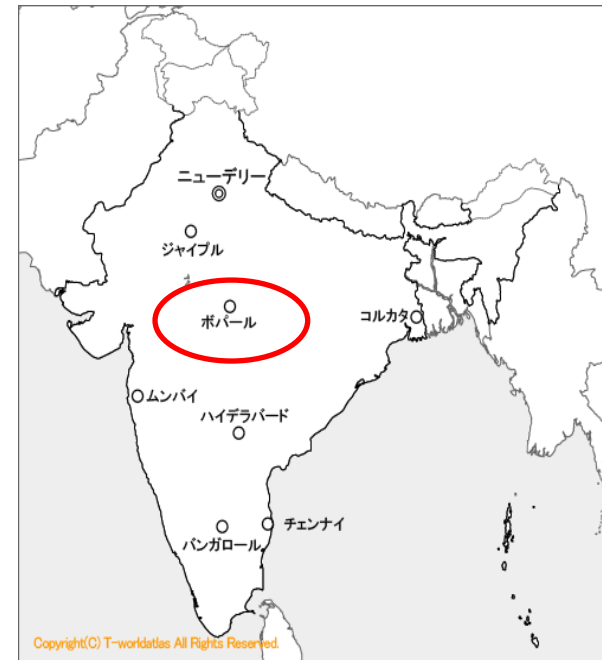
インドのボパールにある化学工場（米国企業の現地法人）から夜間に猛毒のイソシアン酸メチル(MIC)が漏洩。MICガスは風に乗って市街地に拡がり、**3,000人以上（最大14,410人）の死者、35万人もの被災者を出し、**多くの人々が長期間後遺症に苦しんだ。

◆ 被害が大きくなってしまった原因

事業者から当局・医師等関係各所にMICが噴出したことが**伝えられず**、被害が拡大。



米国で緊急対処計画及び地域住民の知る権利法
(EPCRA) を制定（1986年）



イソシアン酸メチル
 $\text{H}_3\text{C}-\text{N}=\text{C}=\text{O}$

PRTR制度導入の経緯②

- 米国 有害化学物質排出目録制度
(TRI : Toxic Release Inventory)導入(1986年)
- アジェンダ21 リオ宣言 (1992年)
⇒ 化学物質管理の重要性が位置づけられる
- OECD理事会勧告 (1996年)
⇒ 各国が化学物質排出移動量届出制度(PRTR制度)を導入



日本のPRTRに係る法律

**特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化学物質排出把握管理促進法：以下、化管法）
制定(1999年)**

- 事業者による自主的な管理の改善の促進
- 国民への情報提供と化学物質に係る理解の増進

化管法の概要

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律

➤ 目的

事業者及び国民の理解のもとに、**PRTR制度**及び**SDS制度**を導入し、

- 事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、
- 環境の保全上の支障を未然に防止する

◆ **PRTR制度 (Pollutant Release and Transfer Register)**

法により定められた有害なおそれのある化学物質について、環境への**排出量**及び廃棄物に含まれての**移動量**を、事業者が自ら把握して国に届け出をし、国は届出データや推計に基づき、排出量・移動量を集計・公表する制度

排出量→大気への排出、公共用水域への排出、土壌への排出、埋立処分

移動量→下水道への移動、事業所の外への移動量（廃棄物）

◆ **SDS制度 (Safety Data Sheet)**

事業者が化学物質を他の事業者に譲渡・提供する際、その化学物質の性状や取扱いに関する情報の提供を義務つける制度

法令の構成

化学物質排出把握管理促進法

第1章 総則

第2章 第一種指定化学物質の排出量等の把握等 [→ [PRTR制度](#)]

第3章 指定化学物質等取扱事業者による情報の提供等 [→ [SDS制度](#)]

第4章 雑則

第5章 罰則

附 則

○政令

化学物質排出把握管理促進法施行令

○省令

- ・化学物質排出把握管理促進法施行規則
- ・第一種指定化学物質の排出量等の届出事項の集計の方法等を定める省令
- ・指定化学物質の性状及び取扱いに関する情報の提供の方法等を定める省令
(化管法SDS省令)

化管法の目的

目的（化管法第一条）

環境の保全に係る化学物質の管理に関する国際的協調の動向に配慮しつつ、化学物質に関する科学的知見及び化学物質の製造、使用その他の取扱いに関する状況を踏まえ、事業者及び国民の理解の下に、特定の化学物質の環境への排出量等の把握に関する措置（PRTR制度）並びに事業者による特定の化学物質の性状及び取扱いに関する情報の提供に関する措置（SDS制度）等を講ずることにより、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止すること。

◆化管法の特徴

- (1) 国際的な動向を踏まえてできた制度であること
- (2) 幅広い化学物質を対象としていること
- (3) 国民の理解の増進**
- (4) 事業者の自主的な管理の改善の促進**
- (5) 環境行政を進めるための情報源

化学物質管理指針

化学物質管理指針（化管法第三条）

主務大臣は、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止するため、化学物質の物理的・化学的性状についての科学的知見及び化学物質の製造、使用その他の取扱い等に関する技術の動向を勘案し、指定化学物質等取扱事業者が講ずべき指定化学物質等の管理に係る措置に関する指針（化学物質管理指針）を関係行政機関の長に協議した上で定めるものとしている。

◆化学物質管理指針

対象化学物質やそれを含む製品を取り扱う事業者がそれらを管理するときに留意すべき措置を示したもの

- (1) 管理の方法
- (2) 使用の合理化
- (3) 排出の状況に関する国民の理解の増進
- (4) 化学物質の性状及び取扱いに関する情報の活用

化管法における事業者の責務

事業者の責務（化管法第四条）

指定化学物質等取扱事業者は、指定化学物質等が人の健康を損なうおそれがあるものであること等を認識し、かつ、化学物質管理指針に留意して、指定化学物質等の製造、使用その他の取扱い等に係る管理を行うとともに、その管理の状況に関する国民の理解を深めるように努めなければならない。

事業者においては、**指定化学物質の管理の改善に努め、その管理の状況についての説明会を開催すること等を通じて、自主的・積極的に国民に対する理解増進の取組（リスクコミュニケーション）を行うことが望まれる。**

目次

1. 化管法の概要

2. 化管法に基づくPRTR制度とは

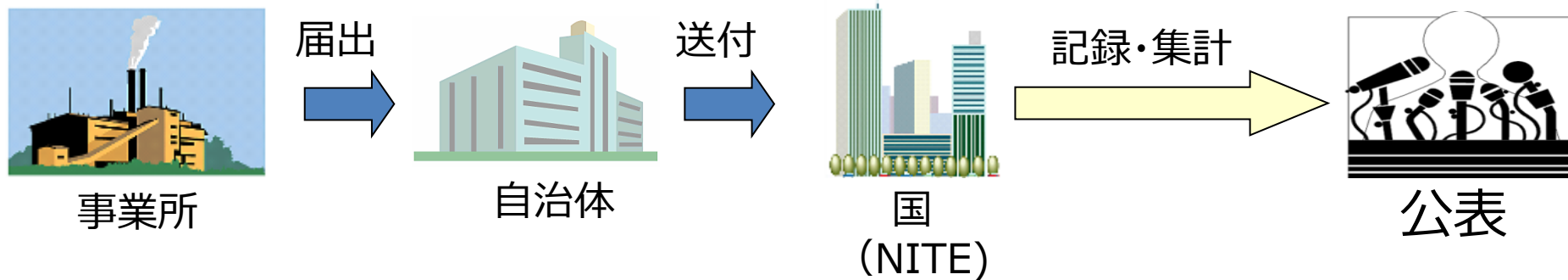
2.1 PRTR制度の概要

2.2 PRTRデータの概要

3. 化管法及び政省令改正とPRTR制度

4. まとめ

日本のPRTR制度



■ 把握期間

前年4月1日から1年間

■ 届出期間

4月1日から6月30日まで

* 書面届出から電子届出への移行を推進することとし、令和4年度から令和6年度までの間に行われる届出に限り、電子届出の届出期限を、6月30日から7月31日に1か月間延長する暫定措置を設ける。

■ 対象物質

第一種指定化学物質**515物質**

(特定第一種指定化学物質**23物質**含む)

■ 届出要件

届出対象となる条件

①業種 ②事業者規模 ③年間取扱量又は特別要件施設

※第一種指定化学物質リスト (2021年 (令和3年) 改正)

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/pdf/211015class1.pdf

PRTR届出対象化学物質

「第一種指定化学物質」515物質

・第一種指定化学物質:515物質

(令和5年度届出は462物質)

・第二種指定化学物質:134物質(100物質)

・特定第一種指定化学物質:23物質(15物質)

・第一種指定化学物質のうち、発がん性、変異原性、生殖毒性について高い有害性が認められる物質、一定以上の生態毒性を有する物質で難分解性かつ高蓄積性を有する物質。

・**対象物質**:アセトアルデヒド、石綿、エチレンオキシド、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、クロロエチレン、**3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン、1,2-ジクロロプロパン、ダイオキシン類、トリクロロエチレン、トルイジン、**ニッケル化合物、砒素及びその無機化合物、1,3-ブタジエン、2-フロモプロパン、ベリリウム及びその化合物、ベンジリジン=トリクロロド、ベンゼン、**ペンタクロロフェノール、ポリ塩化ビフェニル、ホルムアルデヒド、鉛及びその化合物、ビス(トリブチルスズ)=オキシド**
※ばく露性の基準を考慮せず、有害性基準に該当し自主管理が必要な物質⁷

※赤字は令和5年4月1日から追加になった物質

有害性(ハザード)とばく露可能性に着目して選定

有害性 (ハザード)

- ・発がん性
- ・変異原性
- ・経口慢性毒性
- ・吸入慢性毒性
- ・作業環境毒性
- ・生殖発生毒性
- ・感作性
- ・生態毒性
- ・オゾン層破壊物質

ばく露性

第一種指定化学物質

- 過去10年に、環境モニタリング(「黒本」)の複数地域で検出
- 年間排出量10トン以上、移動量100トン以上 (PRTRデータあり)
- 年間排出量推計値10トン以上 (PRTRデータなし、化審法用途のみ)
- 製造・輸入量100トン(農薬10トン)以上(〃、化審法用途以外)
- 環境保全施策上必要な物質*

第二種指定化学物質

- 過去10年に、環境モニタリング(「黒本」)の1地域で検出
- 年間排出量1トン以上、移動量10トン以上 (PRTRデータあり)
- 年間排出量推計値、製造・輸入量1トン以上 (PRTRデータなし)

※ばく露性の基準を考慮せず、有害性基準に該当し自主管理が必要な物質

例外的に把握をしなくてもよい製品

含有率が
少ないもの



指定化学物質の含有率が1質量%未満（特定第一種指定化学物質の場合は0.1質量%未満）の製品

固形物



事業者による取扱いの過程において固体以外の状態にならず、かつ粉状又は粉状にならない製品
例：管、板、組立部品等

密閉された状態で
使用される
製品



例：コンデンサー、乾電池等

一般消費者 再生資源
用の製品



例：家庭用殺虫剤、防虫剤、家庭用洗剤



例：空き缶、金属くず等

PRTR届出の要件

前年度、①～③の要件すべてに該当する事業者は届出が必要

事業者単位

① 対象業種：24業種

- 政令で指定している24業種に該当

(金属鉱業、原油・天然ガス鉱業、製造業、電気業、ガス業、熱供給業、下水道業、倉庫業、石油卸売業、燃料小売業、自動車整備業、一般廃棄物処理業、医療業…)

② 事業者規模：常用雇用者数21人以上

③ A 年間取扱量：1トン以上の事業所 (特定第一種指定化学物質は0.5トン以上)

又は

B 特別要件施設：特別要件施設を設置している事業所

(下水道終末処理施設、一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設、ダイオキシン類対策特別措置法により規定される特定施設、鉱山保安法により規定される建設物等施設)

事業所単位

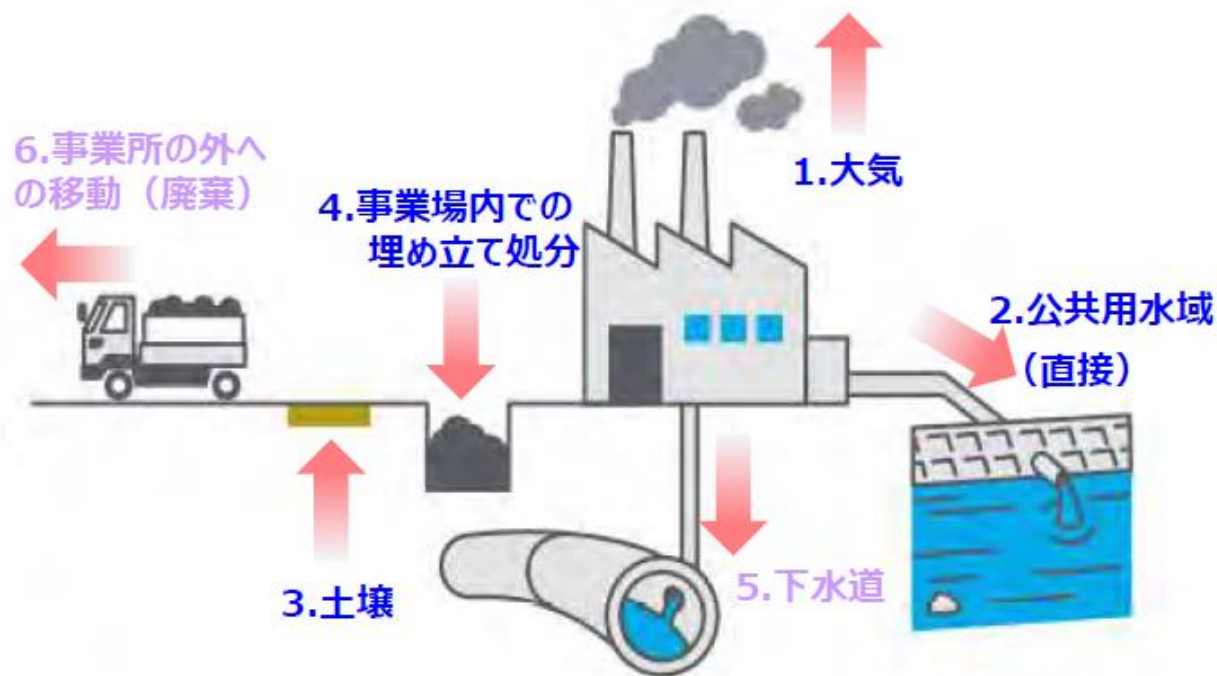
排出量・移動量の区分

◆排出量

- ①大気への排出
- ②公共用水域への排出
- ③当該事業所における土壌への排出
(埋立処分によるものを除く)
- ④当該事業所における埋立処分

◆移動量

- ⑤下水道への移動
- ⑥当該事業所の外への移動
(⑤によるものを除く)



排出量・移動量の算出・把握方法の例

①物質収支による方法

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{排出量} \\ \text{または} \\ \text{移動量} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{年間取扱量} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{製造品としての搬出量} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{他の排出量・移動量} \\ \hline \end{array}$$

②実測による方法

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{排出量} \\ \text{または} \\ \text{移動量} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{排ガス、排水} \\ \text{または} \\ \text{廃棄物中の対象物質濃度} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{年間の排ガス量、排水量} \\ \text{または} \\ \text{廃棄物量} \\ \hline \end{array}$$

③排出係数による方法

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{排出量} \\ \text{または} \\ \text{移動量} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{排出係数} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{年間取扱量} \\ \hline \end{array}$$

④物性値を用いた計算による方法

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{排出量} \\ \text{または} \\ \text{移動量} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{物性値を用いた計算による} \\ \text{排ガス、排水} \\ \text{または} \\ \text{廃棄物中の対象物質濃度} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{年間の排ガス量、排水量} \\ \text{または} \\ \text{廃棄物量} \\ \hline \end{array}$$

⑤上記の方法以外に、より精度よく算出できるとされる経験値等を用いた方法

PRTTR制度を活用した自主管理

◆ 管理の方法や使用の合理化

➡ 環境負荷の低減、作業環境の改善、原材料費の削減、廃棄物処理費の削減、化学物質の適正管理など

● 東京都VOC対策ガイド

事業者の方々が効果的なVOC排出抑制対策に取り組めるよう技術的な側面から役立てていただくことを目的として作成

▼ 工場内編・業種別リーフレット ▼ 建築・土木工事編（屋外塗装等）

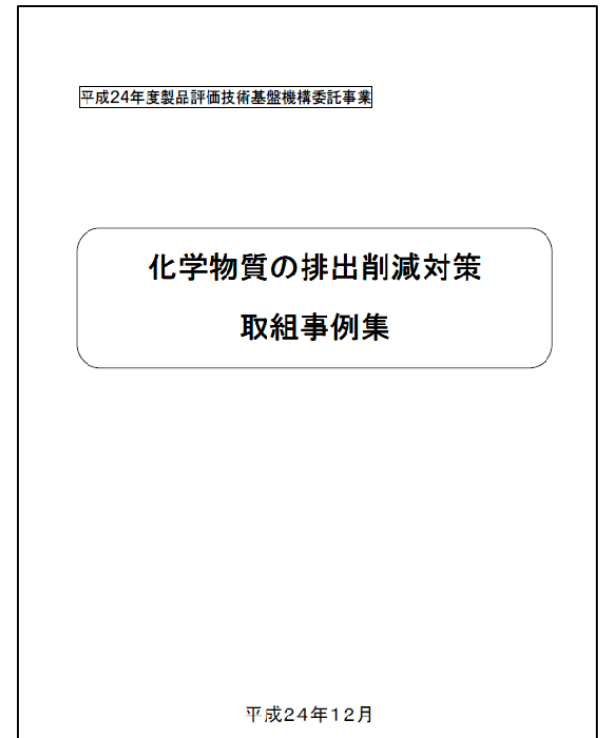


VOC対策ガイド〔工場内編〕



VOC対策ガイド〔建築・土木工事編〕

● 平成24年度NITE委託事業



<https://www.nite.go.jp/data/000007603.pdf>

自主管理の例①

◆東京都VOC対策ガイド：洗浄編

● 蓋・部分的な覆いの設置

ポイント! 洗浄槽の上部に蓋をすることによって、洗浄槽内部からの蒸気拡散を防ぎましょう!

対策① 非稼動時には蓋で覆う

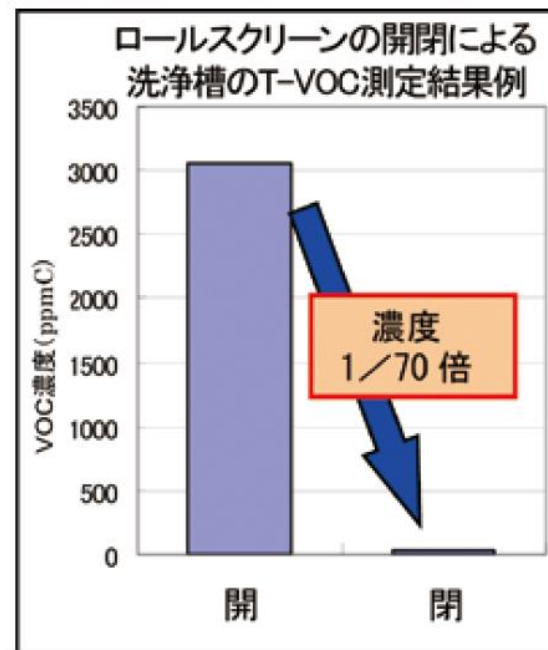
夜間等の非稼動時でも溶剤は蒸発しますので、密閉度の高い蓋で洗浄槽の開口部を覆いましょう。

対策② 部分的な覆いを取り付ける、洗浄液の露出面積を小さくする

洗浄作業や装置の都合上、洗浄槽の上面全体を覆うことが困難な場合、板などで部分的に覆い、開口面積を小さくすることで、洗浄槽内への風の舞い込みを抑えることができます。ロールスクリーンを使うのも有効な方法です。


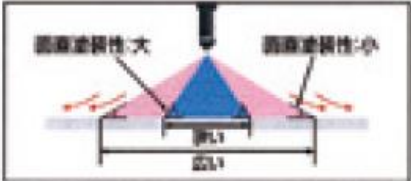
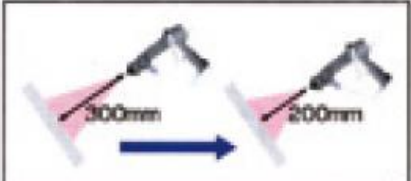


ロールスクリーンの例



自主管理の例②

◆東京都VOC対策ガイド：塗装編 スプレー作業の改善による塗着効率の向上

	塗装条件	塗着効率の変化	塗料削減率
①	スプレー角度を塗装面に対し垂直にする	角度45°で塗着効率50%程度の場合、90°(垂直)にすると、70%以上へアップすることが望める。 	30%以上
②	パターン幅を狭くする	幅150mmで塗着効率60%程度の場合、80mmにすると、75%以上へアップすることが望める。 	20%以上
③	霧化エア圧を低くする	0.3MPaで塗着効率60%程度の場合、0.2MPaにすると、70%以上へアップすることが望める。	15%以上
④	スプレー距離を近づけ、一定に保つ	距離300mmで塗着効率70%程度の場合、200mmにすると、80%程度へアップすることが望める。 	12%以上

吹付け方向の
適正化

パターン幅の
適正化

スプレーガンの
エア圧力・塗
料吐出量の適
正化

スプレーガン距
離の適正化

※上記塗着効率の数値は、静電塗装機を使用し塗装条件を変更した状態を示します。

※上記数値は効果の一例であり、被塗物、塗料や塗装環境などにより異なります。

※仕上り品質に影響が生じない範囲で塗装条件を調整します。

出典：日本塗装機械工業会

自主管理の例③

◆NITE「化学物質の排出削減対策取組事例集」

掲載事例一覧

事例番号	業種	事業内容	従業員数 ^(注)	物質	用途	対策	掲載頁
事例1	木材・木製品製造業	塗装型枠合板等の製造	50~100人	エチルベンゼン、キシレン	塗料の溶剤	製造工程の改善 製造工程での原材料ロスを減らすことにより、化学物質の使用量・排出量を削減。	3
事例2	化学工業	化成品中間体等の製造	100~300人	キシレン	樹脂用の溶剤	製造工程の改善 化学物質の移送プロセスの見直し、調整により、排出量を削減。	5
事例3	化学工業	有機化学品の製造・販売等	20~50人	—	原材料	製造工程の改善 親油性物質をボイラ燃料に溶かして焼却処理することにより、排出量を減少。それとともに熱回収。	7
事例4	金属製品製造業	飲料缶の製造	300~1,000人	ポリ(オキシエチレン)=アルキルエーテル、ふっ化水素等	脱脂洗浄、塗料	製品の見直し 製品品質を保ちながら、原材料の使用量を削減し、コストも削減。また排ガス処理装置も導入。	9
事例5	化学工業	産業ガス、ケミカル関連製品の製造等	5,000~10,000人	ベンゼン	貯蔵	設備の改造 施設老朽化に伴う設備更新に伴い、タンク構造の改良することにより、排出量を削減。	11
事例6	ゴム製品製造業	ゴム製品の製造	10,000人以上	エチレングリコールモノメチルエーテル	接着工程の溶剤	回収・処理装置の導入 溶剤回収装置の導入により、排出量を半減。維持管理費も削減。	13
事例7	一般機械器具製造業	軸受け等の機械部品の製造	300~1,000人	トリクロロエチレン	脱脂洗浄	原材料、副資材の転換 脱脂洗浄剤を他物質に転換することにより、PRTR対象物質の排出量を削減。	15
事例8	窯業・土石製品製造業	耐火煉瓦等の製造	100~300人	フェノール、エチレングリコール	原材料に含有	原材料、副資材の転換 原材料の見直しにより、化学物質の排出量を削減。	17
事例9	ゴム製品製造業	ゴム製品の製造	10,000人以上	トルエン、キシレン	接着工程の溶剤	原材料、副資材の転換 トルエン、キシレン含有率が低い溶剤に転換することにより、排出量を削減。	19
事例10	鉄道業	鉄道業	1,000~3,000人	ベンゼン、エチルベンゼン、トルエン、キシレン	洗浄	原材料、副資材の転換 リスクに基づく効率的な対策の導入。白ガソリン及び灯油をPRTR対象物質非含有のものに代替。正しい使用方法の再教育でコストアップをカバー。	20

注)従業員規模の区切りは、基本的に、10のべき乗及びその5倍(つまり、50人、100人、500人、1,000人、...)を基本とし、それにPRTR届出要件「従業員数/常用雇用者21人以上」、中小企業の定義「300人以下又は3億円以下(製造業等)」を考慮して、区切りは20人、50人、100人、300人、1,000人、5,000人、10,000人とした。

目次

1. 化管法の概要

2. 化管法に基づくPRTR制度とは

2.1 PRTR制度の概要

2.2 PRTRデータの概要

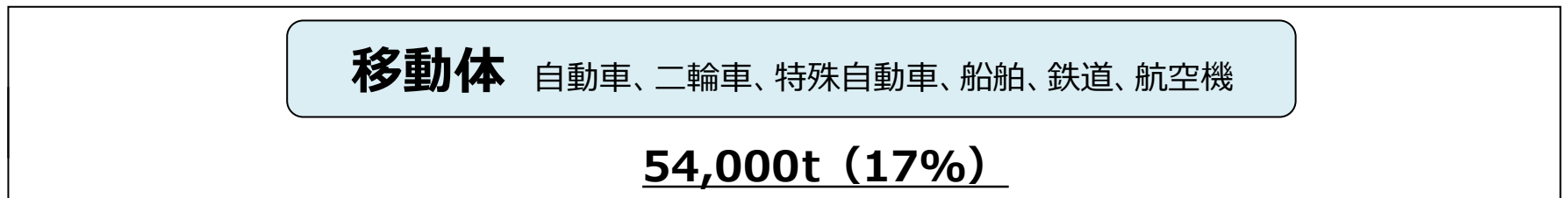
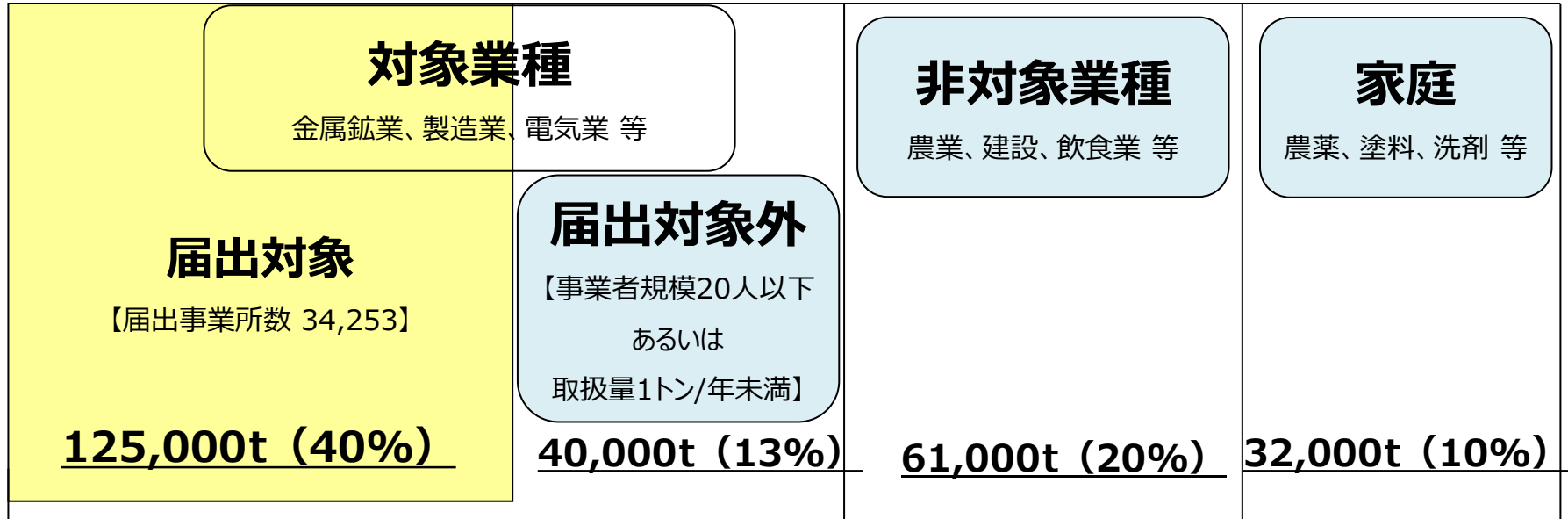
3. 化管法及び政省令改正とPRTR制度

4. まとめ

令和3年度PRTRデータ

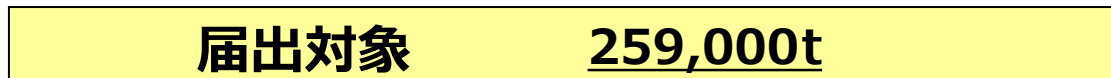
◇ 排出量

総排出量 313,000 (100%)



■ 事業者からの届出 □ 国による推計

◇ 移動量



公表内容

▶ 集計結果

○ 排出・移動先の対象化学物質別集計結果

- 全国・全業種
- 都道府県別・全業種
- 全国・業種別
- 都道府県別・業種別

○ 従業員数区分別の集計

- 全国・業種別
- 都道府県別・業種別

○ 届出外排出量の推計値の対象化学物質別集計結果

- 算術事項（対象業種・非対象業種・家庭・移動体）別の集計

○ 移動体の区分（自動車・二輪車・特殊自動車・船舶・鉄道車両航空機）別の集計

- 全国
- 都道府県別

▶ 個別事業所データ

- ・ 届出先自治体
- ・ 事業者名称
- ・ 事業所名称
- ・ 事業所所在地
- ・ 届出物質数
- ・ 従業員数
- ・ 業種
- ・ 物質名称
- ・ 大気への排出
- ・ 公共用水域への排出
- ・ 土壌への排出
- ・ 埋立処分
- ・ 下水道への移動
- ・ 廃棄物としての移動



PRTRデータ分析システム
(PRTRけんさくん※)で閲覧可能

個別事業所のPRTRデータ閲覧方法

➤ PRTRけんさくん

→個別事業所のPRTRデータ（届出排出量・移動量）を閲覧・集計・比較・印刷・ファイル出力を行うためのアプリケーション

➤ データの検索・抽出機能

検索・抽出条件の設定

文字列・数値で検索

整理番号 (ID)

事業者名称 (ID)

事業所名称 (ID)

事業所所在地の郵便番号 (ID)

事業所所在地 (ID)

排出先の河川、湖沼、海域等の名称 (ID)

移動先の下水道終末処理施設の名称 (ID)

従業員数 (ID)

提出先 (ID)

届出先大臣 (ID)

主たる業種 (ID)

第一種指定化学物質 (ID)

廃棄物の処理方法 (ID)

廃棄物の種類 (ID)

検索条件保存

検索条件読み込み

絞り検索 (ID)

新規検索 (ID)

全記録表示 (ID)

チェック済を表示 (ID)

全てクリア (ID)

キャンセル

例：

- ◆ ○○市で届け出している事業所を知りたい
→「提出先」検索、または、「事業所所在地」検索
- ◆ 化学工業で、トルエンを排出している上位事業所を知りたい
→「主たる業種」及び「第一種指定化学物質」検索
- ◆ 従業員数が多い事業所からの排出量を知りたい
→「従業員数」検索

➤ データの集計機能

例：2000年度全国の届出排出量・移動量の集計結果

集計結果一覧表 (グラフ) 並び替えボタン (各列の△▽ボタンをクリックすると並び替えを行います。)

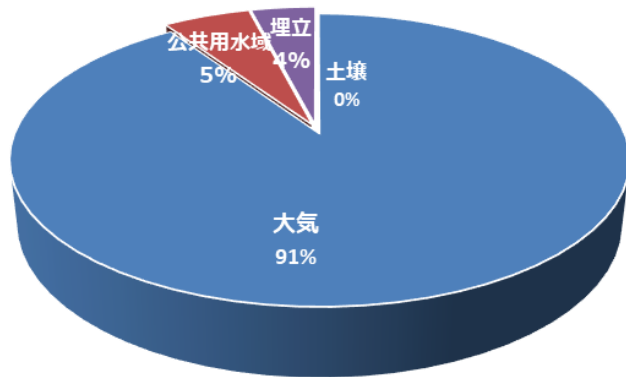
排出先	届出量					移動量			排出・移動量合計
	大気	水域	土壌	埋立	合計	下水道	廃棄物	合計	
全国(全データ)	36,481	165,820,257	8,748,806	117,738	8,045,107	182,781,792	1,713,295	198,398,269	380,851,295
割合(%)	-	48.6	2.9	0.0	2.1	48.0	0.5	51.5	62.0



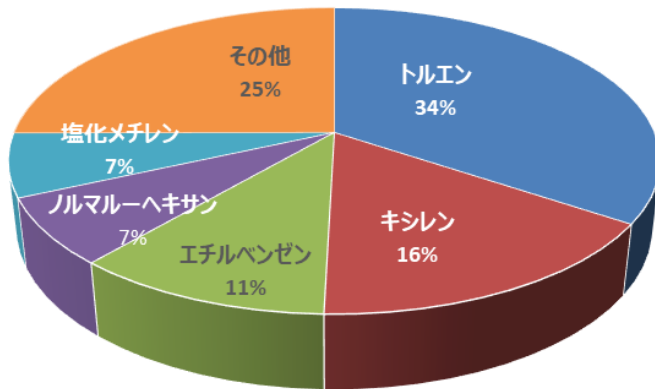
令和3年度把握排出量・移動量①

～媒体別・物質別～

排出量 (媒体別)

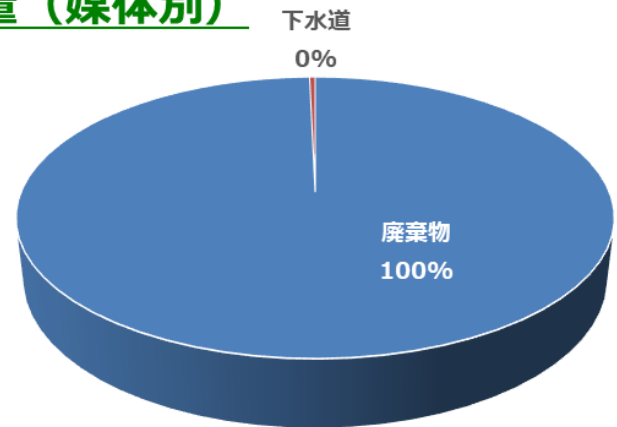


排出量 (物質別)

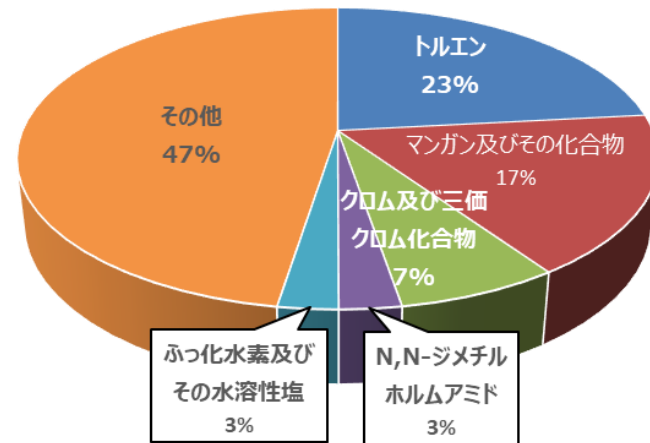


総排出量: 125,095t

移動量 (媒体別)



移動量 (物質別)



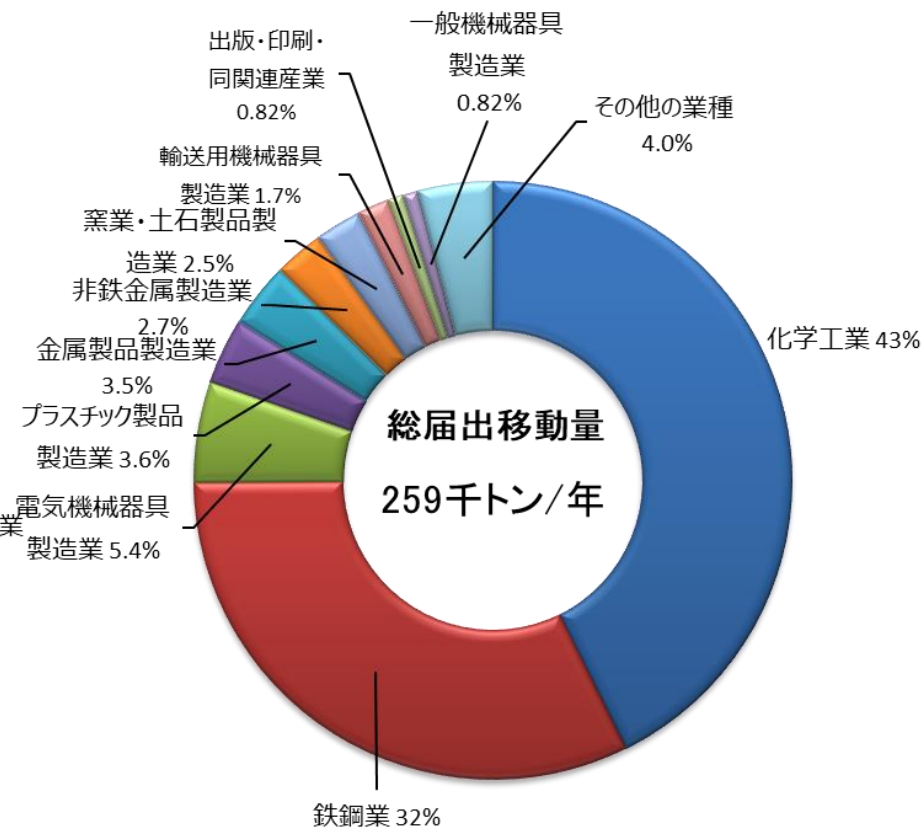
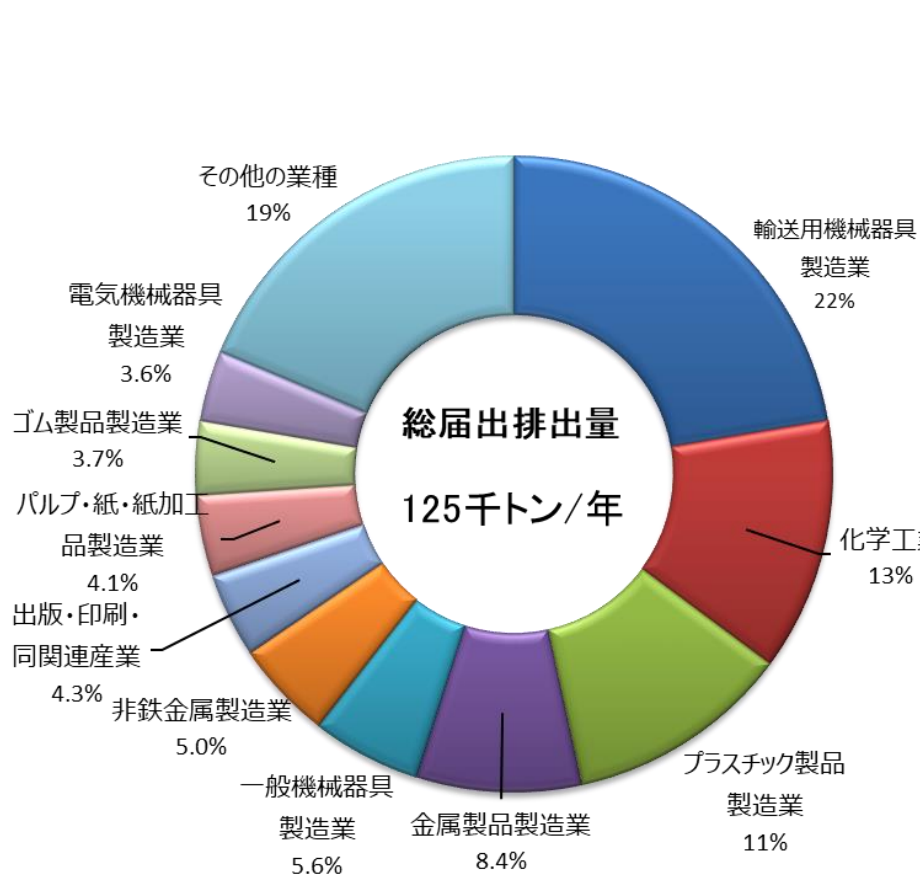
総移動量: 258,565t

令和3年度把握排出量・移動量②

～業種別～

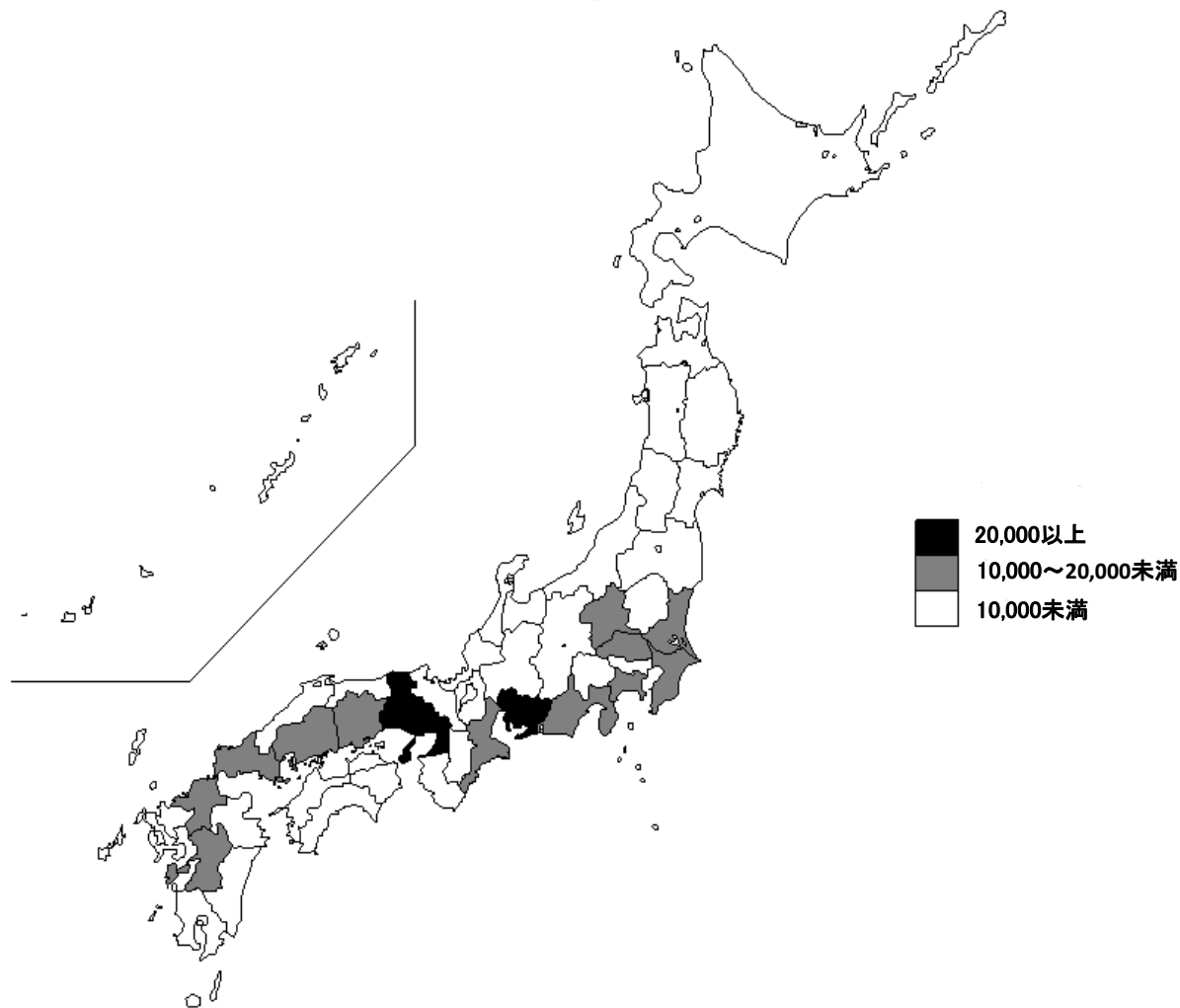
排出量（業種別）

移動量（業種別）



令和3年度把握排出量・移動量③

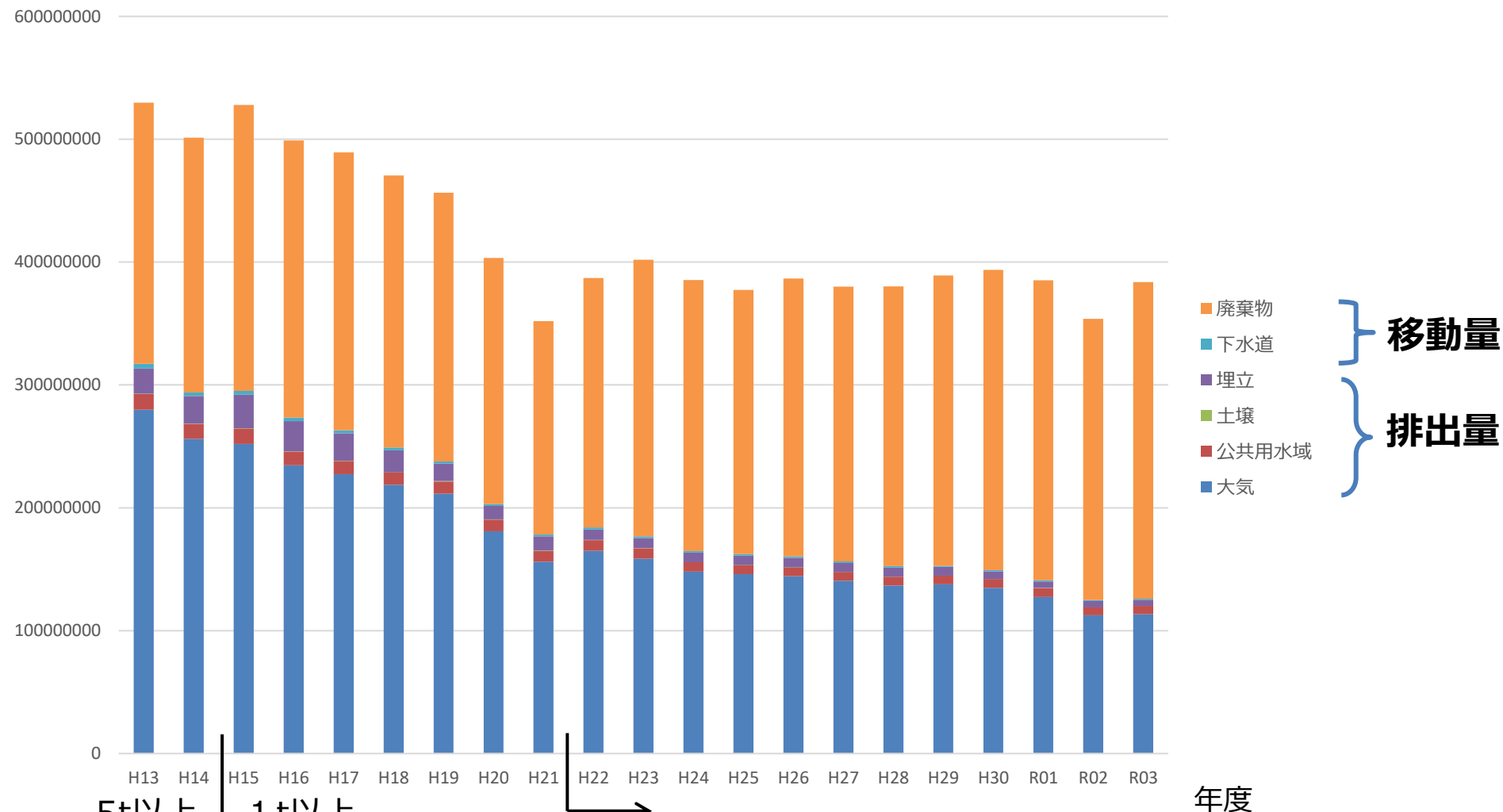
～都道府県別～



都道府県別の届出排出量・移動量全物質合計

PRTR届出排出量・移動量の経年推移

単位 (トン)

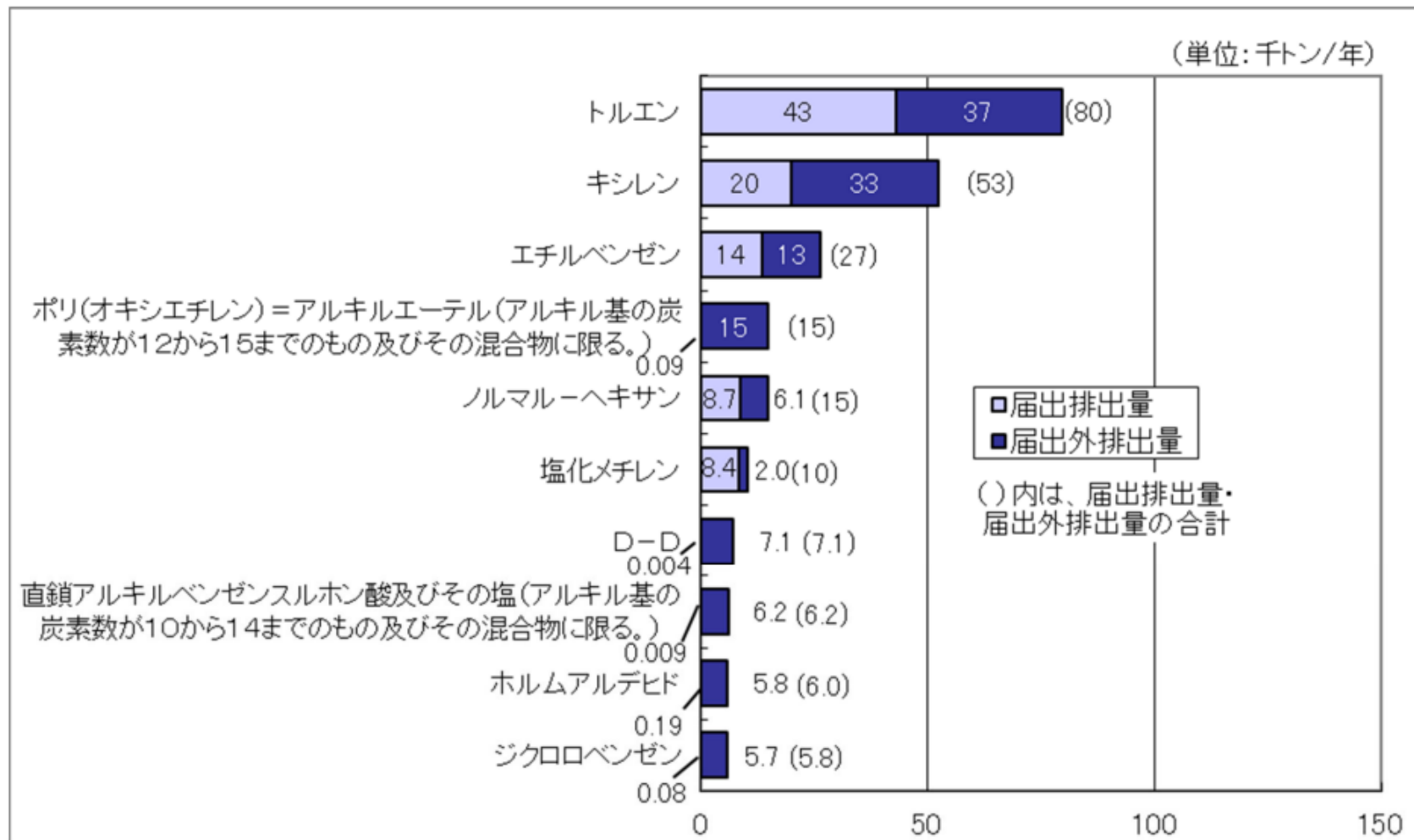


5t以上 1t以上
 ← 取扱量の届出要件 →

平成21年度以前：354物質、23業種
 平成22年度以降：462物質、24業種

令和3年度把握排出量・届出外排出量

◆上位10物質とその排出量



出典: 環境省 PRTRの概要 https://www.env.go.jp/chemi/prtr/result/gaiyo_R03/2_summary.pdf

目次

1. 化管法の概要

2. 化管法に基づくPRTR制度とは

2.1 PRTR制度の概要

2.2 PRTRデータの概要

3. 化管法及び政省令改正とPRTR制度

4. まとめ

化管法の見直し内容（概要）①

- 産構審制度WG報告書（令和元年度）、化学物質審議会答申（令和2年度）における提言に基づき、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令、施行規則の一部を改正。

1. 施行令の改正内容【令和3年10月20日公布令和5年4月1日施行】

第一種指定化学物質（PRTR制度及びSDS制度対象）及び第二種指定化学物質（SDS制度対象）の見直しを実施。

2. 施行規則の主な改正内容【令和4年3月31日公布】（※施行日の記載がない項目は同日施行）

(1) 第一種指定化学物質排出量等届出様式の変更【施行日令和5年4月1日】※令和6年度届出より適用
政令番号に代わり管理番号による届出、法人番号・メールアドレスの追加。

(2) 電子届出の届出期間の延長

令和4年度から令和6年度までに行われる届出に限り、電子届出の届出期限を1か月間延長。

(3) 特別要件施設において把握すべき事項の追加

水俣条約の担保措置として大防法で測定義務が課された水銀及びその化合物を特別要件施設（下水道終末処理施設及び廃棄物処理施設）の届出対象に追加。

(4) 対応化学物質分類名の付与【施行日令和5年4月1日】

第一種指定化学物質の属する分類の名称（対応化学物質分類名）を付与するための別表改正。

化管法の見直し内容（概要）②

- 産構審制度WG報告書(令和元年度)における提言に基づき、化学物質管理指針を改正。
- また、デジタル化の進展を踏まえ、SDS省令を改正。

3.化学物質管理指針の改正内容【令和4年11月4日公布・施行】

「事業所における指定化学物質等の管理の状況について、当該事業所の所在地を管轄する地方公共団体に適切な情報の提供を行うよう努めること」と「災害発生時における指定化学物質等の漏えいを未然に防止するため、具体的な方策を検討し、平時から必要な措置を講ずること」を配慮すべき事項として追加。

➤ 化学物質管理指針とは

法第3条第1項の規定に基づき、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止するため、指定化学物質等取扱事業者による自主的な取組に当たって留意すべき事項を示したもの。

➤ 背景

近年の災害の発生状況等を受け、審議会とりまとめ(令和元年6月)において指定化学物質等取扱事業者と地方公共団体との連携や、災害による被害の防止に係る指定化学物質等取扱事業者の平時からの取組を一層促進させる必要がある旨が取りまとめられた。

4.SDS省令※の改正内容【令和4年3月31日公布・施行】

情報の提供方法等を見直し(メールの送信又はインターネットを利用した情報の提供等、相手方が容易に閲覧できるものを提供方法に追加。)

※指定化学物質の性状及び取扱いに関する情報の提供の方法等を定める省令

届出事項 (法第5条第2項、施行規則第6条) (新様式は令和6年度から)

事業所ごとの届出事項(本紙)

- ・事業者の名称
- ・**法人番号**
- ・事業所の名称
- ・事業所の所在地
- ・事業所において常時使用される従業員の数
- ・事業所において行われている事業が属する業種
- ・**電子メールアドレス**



令和6(2024)年度届出から変更

法人番号の追加

保有されている場合は記載をお願いします!

メールアドレスの追加

電子届出では、自動に入力されます。

事業所の概要		
(ふりがな)	エーかふしきがいしゃ	
事業所の名称	A株式会社	
法人番号		
前回の届出における業種		
(ふりがな)	エーいちじぎょうじよ	
事業所の名称	A1事業所	
前回の届出における名称		
(ふりがな)	さいたまけん さいたましやくろく なかひま	
所在地	〒338-0822 埼玉県 さいたま市桜区 中島△丁目△番△号	
変更区分		
変更理由		
事業所において常時使用される従業員の数	123 人	
事業所において行われる事業が属する業種	業種名 主たる事業 出願印画	
本届出が法第6条第1項の規定に符するものであることの有無	無	
担当書 (副印の付せ方)	部署	管理部
	(ふりがな)	たんとく さかろく
	氏名	担当 三郎
	電話番号	000-000-0000
	電子メールアドレス	sample1@example.jp sample2@example.jp

PRTR届出の手引き

NITE HP: PRTR届出システムのデモページより抜粋

届出事項 (法第5条第2項、施行規則第6条)

(新様式は令和6年度から)

第一種指定化学物質ごとの届出事項(別紙)

(化学物質の情報)

- ・第一種指定化学物質の名称
- ・第一種指定化学物質の**管理番号**

(排出量)

- ・大気への排出
- ・公共水域への排出
- ・当該事業所における土壌への排出
(当該事業所における埋立処分を除く。)
- ・当該事業所における埋立処分

(移動量)

- ・下水道への移動
- ・当該事業所の外への移動
(下水道への移動を除く。)



令和6(2024)年度届出から変更

管理番号の導入

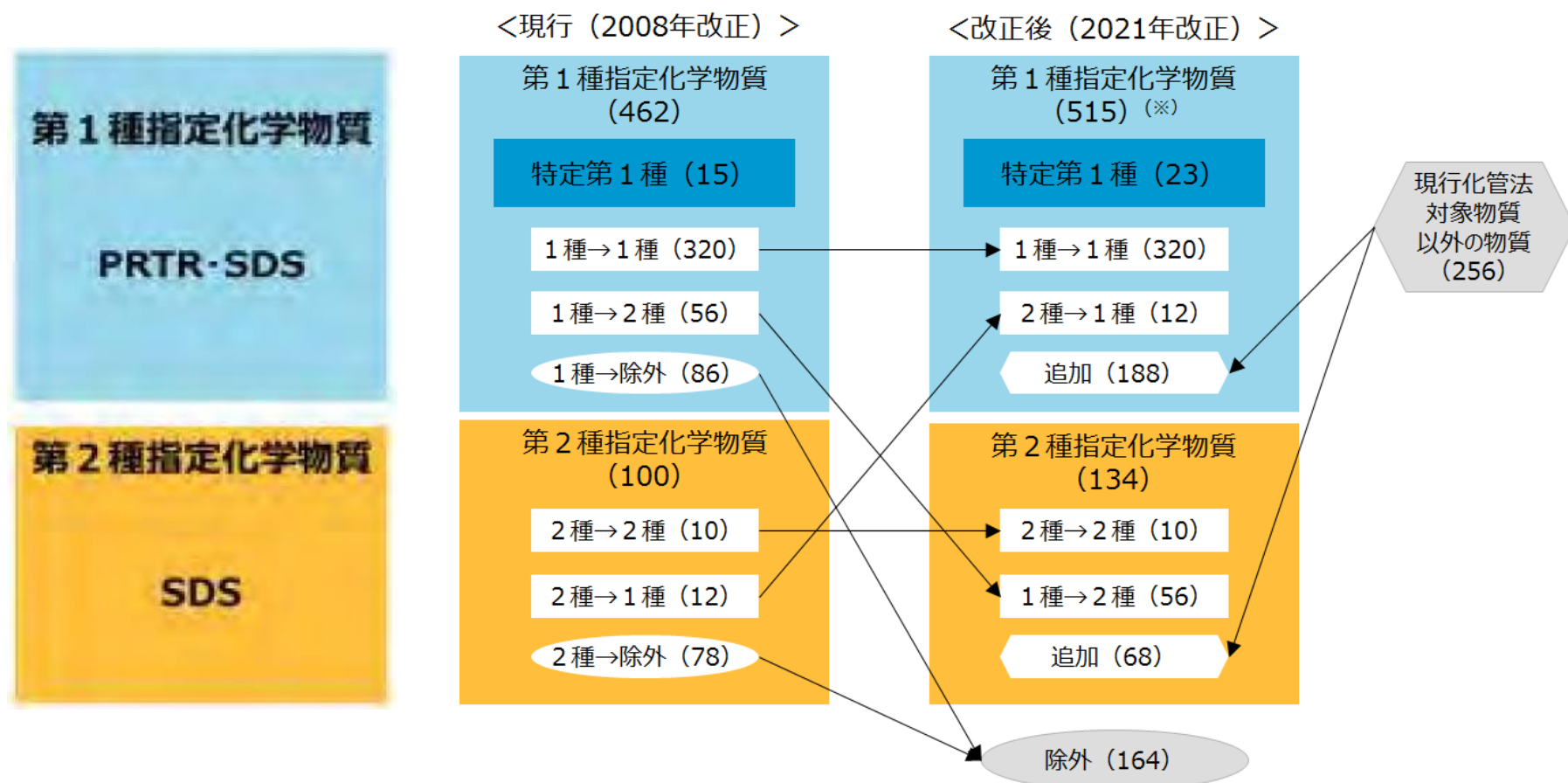
電子届出では、届出システム届出項目に反映され、円滑に対応可能(継続物質は自動入力)

「環境報告書」の「管理番号」欄に「アクリル酸メタクリル」を入力

届出項目	単位	値	備考
＜第一種指定化学物質ごとの届出事項＞			
第一種指定化学物質の名称		アクリル酸メタクリル	
第一種指定化学物質の管理番号		008	
＜排出量＞			
イ 大気への排出	1.0		
ロ 公共水域への排出	2.0		事業所の河川、湖沼、海浜部での排出
ハ 当該事業所における土壌への排出 (二級河川)	1.0		
ニ 当該事業所における埋立処分	0.3		埋立処分を行う場合は
＜移動量＞			
イ 下水道への移動	1.0		事業所の下水道排水処理施設からの排出
ロ 当該事業所の外への移動 (4級河川)	0.5		事業所の外への排出
第一種指定化学物質発生量の届出物の排出方法及び処理			
排出物の処理方法			
<input type="radio"/> 01 排水・処理		04 燃焼	07 その他
<input type="radio"/> 02 焼却・焼結		05 焼却・燃焼	
<input type="radio"/> 03 遮水処理		06 埋立処分	
排出物の処理			
<input type="radio"/> 01 埋立処分		30 焼却炉内処理	
<input type="radio"/> 02 汚泥		31 熱分解炉内処理	
<input type="radio"/> 03 焼却		32 ゴムくず	
<input type="radio"/> 04 焼結		33 金属くず	
<input type="radio"/> 05 焼却し灰処理		34 資源くず	コンクリートくず、陶磁器くず
<input type="radio"/> 06 固アスファルト製		35 燃やさない	
<input type="radio"/> 07 焼くず		36 粉砕処理	
<input type="radio"/> 08 焼くず		37 ばらばら	
<input type="radio"/> 09 焼くず		38 その他	

化管法政令改正による化管法対象化学物質数の概況

- PRTR制度及びSDS制度の対象である第一種指定化学物質及びSDS制度の対象である第二種指定化学物質の見直し。概要は以下のとおり。



※構造が類似する物質等の統合、「有機スズ化合物」の分離により、最終的に515物質となる。

化管法の対象化学物質 (法第2条、施行令第1、2条)

※令和5年4月1日改正政令が施行。
()は施行前の物質数

- ・ **第一種指定化学物質: 515物質**
(令和5年度届出は462物質)
- ・ **第二種指定化学物質: 134物質** (100物質)
- ・ **特定第一種指定化学物質: 23物質** (15物質)

有害性(ハザード)とばく露可能性に着目して選定

・ 第一種指定化学物質のうち、発がん性、変異原性、生殖毒性について高い有害性が認められる物質、一定以上の生態毒性を有する物質で難分解性かつ高蓄積性を有する物質。

・ **対象物質:** アセトアルデヒド⁶、石綿、エチレンオキシド⁶、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、クロロエチレン、**3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン**、**1,2-ジクロロプロパン**、ダイオキシン類、**トリクロロエチレン**、**トルイジン**、ニッケル化合物、砒素及びその無機化合物、1,3-ブタジエン、2-プロモプロパン、ベリリウム及びその化合物、ベンジリジン=トリクロロド、ベンゼン、**ペンタクロロフェノール**、**ポリ塩化ビフェニル**、ホルムアルデヒド⁶、**鉛及びその化合物**、**ビス(トリブチルスズ)=オキシド**⁷

※ばく露性の基準を考慮せず、有害性基準に該当し自主管理が必要な物質⁷

※赤字は令和5年4月1日から追加になった物質

有害性 (ハザード)

- ・発がん性
- ・変異原性
- ・経口慢性毒性
- ・吸入慢性毒性
- ・作業環境毒性
- ・生殖発生毒性
- ・感作性
- ・生態毒性
- ・オゾン層破壊物質

ばく露性

第一種指定化学物質

- 過去10年に、環境モニタリング (「黒本」) の複数地域で検出
- 年間排出量10トン以上、移動量100トン以上 (PRTRデータあり)
- 年間排出量推計値10トン以上 (PRTRデータなし、化審法用途のみ)
- 製造・輸入量100トン (農薬10トン) 以上 (〃、化審法用途以外)
- 環境保全施策上必要な物質*

第二種指定化学物質

- 過去10年に、環境モニタリング (「黒本」) の1地域で検出
- 年間排出量1トン以上、移動量10トン以上 (PRTRデータあり)
- 年間排出量推計値、製造・輸入量1トン以上 (PRTRデータなし)

※ばく露性の基準を考慮せず、有害性基準に該当し自主管理が必要な物質

化管法対象化学物質の管理番号について①

- 事業者の負担軽減のために管理番号を導入（政令改正のたびにPRTR届出に必要な政令番号が変更されることになる）。
- 管理番号は改正前の政令番号を基本として改正前の第一種指定化学物質、第二種指定化学物質、新たに追加された第一種指定化学物質、第二種指定化学物質の順に番号を付与。

管理番号	物質名称	別名	対応化学物質分類	2021 (R3) 改正		2008 (H20) 改正		変遷等									
				元素等に換算する化学物質	第一種	特定第一種	第二種	政令番号	第一種	特定第一種	第二種	政令番号	欠番	種変更・追加	範囲変更	新規追加	名称変更
1	亜鉛の水溶性化合物		1	亜鉛に換算	●			1-001	●			1-001					
2	アクリルアミド		4		●			1-003	●			1-002					
3	アクリル酸エチル		4		●			1-004	●			1-003					
4	アクリル酸及びその水溶性塩		4		●			1-006	●			1-004					
5	アクリル酸 2 - (ジメチルアミノ) エチル		4		●			1-007	●			1-005					
6	アクリル酸 2 - ヒドロキシエチル		4			●		2-001	●			1-006	▲				
7	アクリル酸ブチル		4		●			1-009	●			1-007					◇ (ノルマル削除)
8	アクリル酸メチル		4		●			1-010	●			1-008					
9	アクリロニトリル		4		●			1-011	●			1-009					
10	アクロレイン		3		●			1-012	●			1-010					
11	アジ化ナトリウム		1						●			1-011	●				
12	アセトアルデヒド		3		●	●		1-017	●			1-012	□				
13	アセトニトリル		4						●			1-013	●				

対象から外れたものは、セルをグレーで表記。欠番となる。

管理番号の付与：改正前第一種指定化学物質から順番に管理番号を付与しているため462番までは改正前の政令番号と同一
 例) 管理番号2のアクリルアミド：2021改正において政令番号3となったが、改正前の政令番号を維持し、管理番号は2
 ※政令番号表記例：第一種指定化学物質の「政令番号2」は表中では「1-002」と記載されています。

化管法対象化学物質の管理番号について②

- 同じ物質であっても、グループ化した物質、分離した物質については別物質として管理番号を付与しており、注意が必要。

- ・化管法管理番号リストを公開(全化学物質の管理番号、新旧政令番号、変遷について確認可能)

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/pdf/211015reflist.xlsx

管理番号	物質名称	別名	対応化学物質分類	元素等に換算する化学物質	2021 (R3) 改正			2008 (H20) 改正			変遷等						
					第一種	特定第一種	第二種	政令番号	第一種	特定第一種	第二種	政令番号	欠番	種変更・追加	範囲変更	新規追加	名称変更
296	1, 2, 4-トリメチルベンゼン		6		★			1-342	●			1-296	● (統合691)				
297	1, 3, 5-トリメチルベンゼン		6		★			1-342	●			1-297	● (統合691)				
691	トリメチルベンゼン		6		●			1-342	●			1-296、1-297、新規		★ (範囲拡大)	○		

異なる管理番号

グループ化した物質は、それぞれ別物質として番号が付与されますが、変遷がわかるように記載

化管法対象化学物質の管理番号について③

- 同じ物質であっても、グループ化した物質、分離した物質については別物質として管理番号を付与しており、注意が必要。

- ・化管法管理番号リストを公開(全化学物質の管理番号、新旧政令番号、変遷について確認可能)

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/pdf/211015reflist.xlsx

管理番号	物質名称	別名	対応化学物質分類	元素等に換算する化学物質	2021 (R3) 改正			2008 (H20) 改正			変遷等						
					第一種	特定第一種	第二種	政令番号	第一種	特定第一種	第二種	政令番号	欠番	種変更・追加	範囲変更	新規追加	名称変更
239	有機スズ化合物		1		★	★		1-274、 1-375	●			1-239	● (分離 664、706)				
664	有機スズ化合物 (ビス (トリブチルスズ) = オキシドを除く。)		1	スズに換算	●			1-274	●			1-239			★ (分離)		
706	ビス (トリブチルスズ) = オキシド		1		●	●		1-375	●			1-239		□	★ (分離新規)		

異なる管理番号

分離した物質は、それぞれ別物質として番号が付与されますが、変遷がわかるように記載

対象化学物質の名称変更について①

- 対象化学物質の名称について「IUPAC命名法」を基本として名称の付与、修正を実施。

(1) ノルマルの削除

(例) 管理番号7 アクリル酸ブチル (改正前：アクリル酸－ノルマル－ブチル)

管理番号	物質名称	別名	2021 (R3) 改正				2008 (H20) 改正			
			第一種	特定第一種	第二種	政令番号	第一種	特定第一種	第二種	政令番号
7	アクリル酸ブチル		●			1-009	●			1-007
354	フタル酸ジブチル		●			1-395	●			1-354
356	フタル酸ブチル＝ベンジル		●			1-397	●			1-356
359	ブチル－2, 3－エポキシプロピルエーテル				●	2-097	●			1-359
360	N－[1－(N－ブチルカルバモイル)－1H－2－ベンゾイミダゾリル]カルバミン酸メチル	ベノミル	●			1-402	●			1-360
392	ヘキサン		●			1-436	●			1-392
419	メタクリル酸ブチル				●	2-121	●			1-419
462	りん酸トリブチル		●			1-515	●			1-462
562	りん酸ジブチル＝フェニル		●			1-509			●	2-100

対象化学物質の名称変更について②

- 対象化学物質の名称について「IUPAC命名法」を基本として名称の付与、修正を実施。

(2)ウレアから尿素への変更

管理番号	物質名称	別名	2021 (R3) 改正			2008 (H20) 改正			
			第一種	特定第一種	第二種 政令番号	第一種	特定第一種	第二種 政令番号	
124	1 - (2 -クロロベンジル) - 3 - (1 -メチル - 1 -フェニルエチル) 尿素	クミルロン	●		1-148	●		1-124	
141	トランス - 1 - (2 -シアノ - 2 -メトキシイミノアセチル) - 3 - エチル尿素	シモキサニル	●		1-162	●		1-141	
479	(RS) - 1 - [3 -クロロ - 4 - (1, 1, 2 -トリフルオロ - 2 -トリフルオロメトキシエトキシ) フェニル] - 3 - (2, 6 -ジフルオロベンゾイル) 尿素	バルロン			●	2-018		●	2-017
499	(RS) - 1 - [2, 5 -ジクロロ - 4 - (1, 1, 2, 3, 3, 3 -ヘキサフルオロプロポキシ) フェニル] - 3 - (2, 6 -ジフルオロベンゾイル) 尿素	ルフエヌロン			●	2-050		●	2-037

(3)炭素鎖の表記の統一化

管理番号	物質名称	別名	2021 (R3) 改正			2008 (H20) 改正		
			第一種	特定第一種	第二種 政令番号	第一種	特定第一種	第二種 政令番号
74	パラ - アルキルフェノール (アルキル基の炭素数が8のものに限る。)		●		1-043	●		1-074
257	アルカノール (炭素数が10のものに限る。)	デカノール	●		1-034	●		1-257
320	アルキルフェノール (アルキル基の炭素数が9のものに限る。)		●		1-042	●		1-320
408	ポリ (オキシエチレン) = アルキルフェニルエーテル (アルキル基の炭素数が8のものに限る。)		●		1-461	●		1-408
410	ポリ (オキシエチレン) = アルキルフェニルエーテル (アルキル基の炭素数が9のものに限る。)		●		1-462	●		1-410

化管法対象化学物質の確認方法について①

1.対象化学物質のリストについて

【管理番号リスト(新旧対照表)】全化学物質の管理番号、新旧政令番号、変遷について確認可能。

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/pdf/211015reflist.xlsx

変遷等 記号説明 (掲載順に 記載)	欠番	●：除外される物質、●（統合等、理由及び新たな管理番号）：統合、範囲拡大等、新たに管理番号が付与される物質
	種変更・追加	▲：2008第1種→2021第2種、■：2008第2種→2021第1種、□：特定1種追加
	範囲変更	★：現行指定物質の統合、範囲拡大、分離等による新規物質
	新規追加	○：新規追加物質（制定時物質復活（一部範囲拡大）含む）
	名称変更	◇：名称変更（指定範囲変更なし：ノルマル削除、ウレア→尿素変更、炭化水素鎖表記の統一化）

(例) 種別変更物質、範囲変更物質（管理番号リストから一部抜粋）

管理番号	物質名称	別名	対応化学物質分類	元素等に換算する化学物質	2021 (R3) 改正			2008 (H20) 改正			変遷等						
					第一種	特定第一種	第二種	政令番号	第一種	特定第一種	第二種	政令番号	欠番	種変更・追加	範囲変更	新規追加	名称変更
299	トルイジン		7		●	●		1-346	●			1-299		□			
300	トルエン		6		●			1-347	●			1-300					
301	トルエンシアン		7				●	2-077	●			1-301		▲			
302	ナフタレン		11		●			1-352	●			1-302					
303	1, 5 - ナフタレンジイル = ジイソシアネート		11						●			1-303	●				
304	鉛		1		★	★		1-353	●			1-304	● (統合697)				
305	鉛化合物		1		★	★		1-353	●	●		1-305	● (統合697)				
306	二アクリル酸ヘキサメチレン		4				●	2-078	●			1-306		▲			
307	二塩化酸化ジルコニウム		1						●			1-307	●				
308	ニッケル		1		●			1-354	●			1-308					
309	ニッケル化合物		1	ニッケルに換算	●	●		1-355	●	●		1-309					
310	ニトリロ三酢酸		4		★			1-356	●			1-310	● (範囲拡大698)				

化管法対象化学物質の確認方法について②

1.対象化学物質のリストについて

【指定化学物質リスト】

種別に政令番号順に並べたリスト。

(第一種指定化学物質) https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/pdf/211015class1.pdf

(第二種指定化学物質) https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/pdf/211015class2.pdf

2.英語名称のリストについて

参考情報として、NITE-CHRIP(英語版)に掲載。

https://www.nite.go.jp/en/chem/chrip/chrip_search/intSrhSpclst?_e_trans=&slScNm=RJ_02_002

Display by Decree number etc

[→ Display by CHRIP_ID and CAS RN](#)

Japan: PRTR-SDS Law (from April 2023)

[Data Description](#) Category [ALL](#) [Downloading the search results](#)

<<Previous Page [1-100](#) / 649 [Next Page](#)>> [100](#) results / page

	JPSN(Japan PRTR-SDS Number)	Classification	Cabinet Order Number	Cabinet Order Name
▶	1	I	1-001	Zinc water-soluble compounds
▶	2	I	1-003	Acrylamide
▶	3	I	1-004	Ethyl acrylate
▶	4	I	1-006	Acrylic acid and its water-soluble salts
▶	5	I	1-007	2-(Dimethylamino)ethyl acrylate
▶	6	II	2-001	2-Hydroxyethyl acrylate
▶	7	I	1-009	Butyl acrylate
▶	8	I	1-010	Methyl acrylate
▶	9	I	1-011	Acrylonitrile
▶	10	I	1-012	Acrolein
▶	12	Specified Class I	1-017	Acetaldehyde
▶	14	I	1-018	Acetone cyanohydrin
▶	15	I	1-019	Acenaphthene
▶	18	I	1-020	Aniline
▶	19	II	2-003	1-Amino-9,10-anthraquinone
▶	20	I	1-021	2-Aminoethanol
▶	21	I	1-022	5-Amino-4-chloro-2-phenylpyridazin-3(2H)-one (synonym: ...)

化管法対象化学物質の確認方法について③

3. CAS登録番号の情報について

【代表的なCAS登録番号】

NITEのホームページにて、代表的なCAS登録番号について確認可能。変遷についても確認可能。

https://www.nite.go.jp/chem/prtr/data/R3_PRTR_SDS_LIST.xlsx

管理番号*1	CAS登録番号*2	2021(R3)改正物質名*3	2021(R3)改正別名*4	2021(R3)改正政令番号*5	2021(R3)改正種別*6	【名称変更】*7	【種別変更】*8	【追加】*9
1		亜鉛の水溶性化合物		1-001	第一種			
2	79-06-1	アクリルアミド		1-003	第一種			
3	140-88-5	アクリル酸エチル		1-004	第一種			
4		アクリル酸及びその水溶性塩		1-006	第一種			
5	2439-35-2	アクリル酸 2 - (ジメチルアミノ) エチル		1-007	第一種			
6	818-61-1	アクリル酸 2 - ヒドロキシエチル		2-001	第二種		○	
7	141-32-2	アクリル酸ブチル		1-009	第一種	○		

亜鉛の水溶性化合物等、複数の物質が含まれている場合のCAS登録番号は本リストを参照ください。

【確認済みCAS登録番号】

参考情報として、全ての物質に関する確認済みのCAS登録番号を記載したリストを公表。

https://www.nite.go.jp/chem/prtr/data/R3_PRTR_SDS_ALL_LIST.xlsx

管理番号	CAS登録番号	2021(令和3)年改正政令				2008(平成20)年改正政令				フラグ	
		政令番号	種別	物質名	別名	政令番号	種別	物質名	別名	水和物(注1)	金属化合物(注2)
1	557-13-1	1-001	第一種	亜鉛の水溶性化合物		1-001	第一種	亜鉛の水溶性化合物			亜鉛
1	557-34-6	1-001	第一種	亜鉛の水溶性化合物		1-001	第一種	亜鉛の水溶性化合物			亜鉛
1	557-42-6	1-001	第一種	亜鉛の水溶性化合物		1-001	第一種	亜鉛の水溶性化合物			亜鉛

化管法対象化学物質の確認方法について④

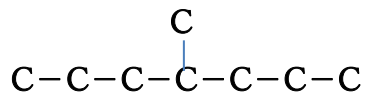
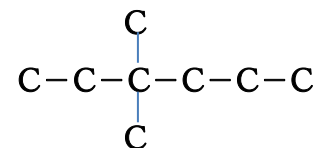
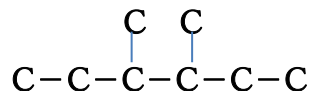
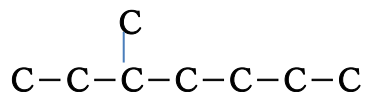
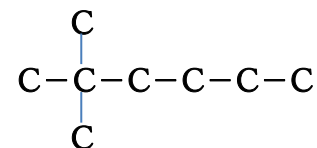
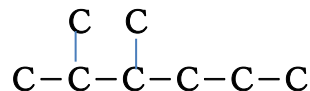
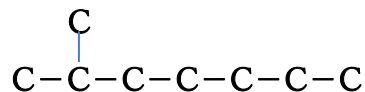
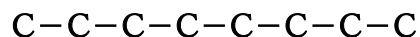
4. 其他のお問い合わせが多かったもの

其他政令改正による対象化学物質の変更についてはHPIにて情報提供をしていますのでご確認ください。

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/seirei4.html

問3

ヘプタン(管理番号731)は直鎖構造だけでなく分枝構造も含むのでしょうか。



⋮

化管法対象化学物質の確認方法について④

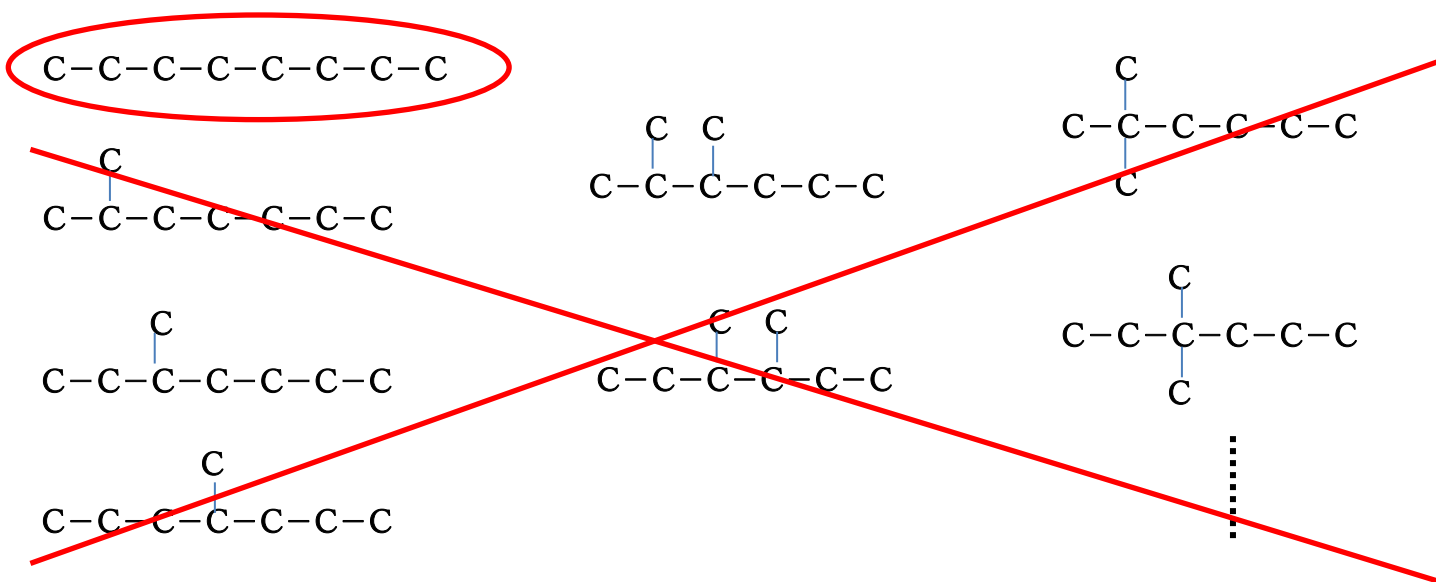
4.その他のお問い合わせが多かったもの

その他政令改正による対象化学物質の変更についてはHPIにて情報提供をしていますのでご確認ください。

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/seirei4.html

問3

ヘプタン(管理番号731)は直鎖構造だけでなく分枝構造も含むのでしょうか。



答3

炭化水素鎖の炭素数が指定されており(「プロピル」「ブチル」「ペンチル」「ヘキシル」「ヘプチル」「オクチル」「ノニル」「デシル」等)、構造を示す接頭語(「イソ」「セカンダリ」「ターシャリ」等)が無い場合は、直鎖構造のみを指します。

一方、炭化水素鎖が「アルカン」「アルケン」「アルキル」「アルケニル」「アルカノイル」と表記されており、構造が限定されていない場合は、直鎖構造も分枝構造も含まれます。

以上のことから、ヘプタン(管理番号731)は直鎖構造のみが対象となります。

化管法対象化学物質の確認方法について④

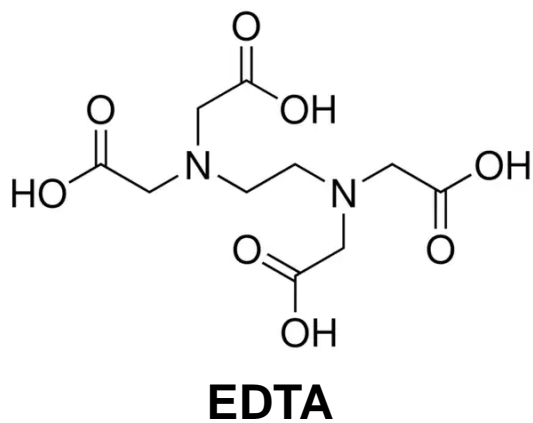
4. 其他のお問い合わせが多かったもの

其他政令改正による対象化学物質の変更についてはHPIにて情報提供をしていますのでご確認ください。

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/seirei4.html

問4

エチレンジアミン四酢酸並びにそのカリウム塩及びナトリウム塩(管理番号595)は、エチレンジアミン四酢酸ナトリウムカルシウム塩やエチレンジアミン四酢酸ナトリウム鉄塩等は含まれるでしょうか。



⋮

化管法対象化学物質の確認方法について④

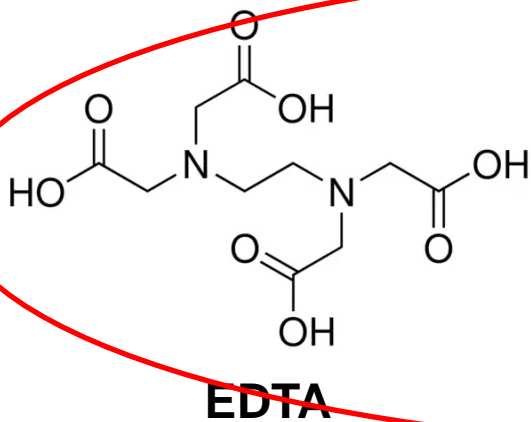
4. 其他のお問い合わせが多かったもの

其他政令改正による対象化学物質の変更についてはHPIにて情報提供をしていますのでご確認ください。

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/seirei4.html

問4

エチレンジアミン四酢酸並びにそのカリウム塩及びナトリウム塩(管理番号595)は、エチレンジアミン四酢酸ナトリウムカルシウム塩やエチレンジアミン四酢酸ナトリウム鉄塩等は含まれるでしょうか。

~~$$\vdots$$~~

答4

エチレンジアミン四酢酸、エチレンジアミン四酢酸のカリウム塩、エチレンジアミン四酢酸のナトリウム塩のみが対象で、カリウムとナトリウムを同時に含む塩や、カリウム、ナトリウム以外の元素を含む塩は対象外です。

化管法対象化学物質の確認方法について⑤

- 使用している化学物質が対象化学物質に該当するかの確認は、NITE-CHRIPが便利。
- 化学物質、法規制、どちらからも調べる事が可能。

(NITE-CHRIP掲載URL(NITE HP))

https://www.nite.go.jp/chem/chrp/chrp_search/systemTop

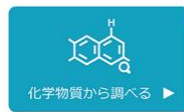
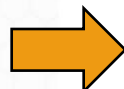
お知らせ

- 2023/10/03 [NITE-CHRIPを更新しました。](#)
- 2021/03/09 [FAQページをリニューアルし、マニュアルのページの内容を充実しました。](#)
- 更新情報はメールマガジン「NITEケミマガ」で配信しています。[登録はこちら。](#)
- [ご質問・内容訂正・追加収録リクエストなどのお問い合わせはこちら。](#)
- [マニュアルはこちら。](#) トップページの下からもご覧いただけます。

検索メニュー

ただいま 184 ユーザーが当サイトを利用しています。

化学物質名称やCAS登録
番号等から調べる場合は
こちらをクリック



法律名等から調べる
場合はこちらをクリック

化学物質の番号、名称、分子式、構造式から、目的物質の総合情報（一般情報・有害性情報・法規制情報等）を検索することができます。

検索キーワードには以下のようなものがあります。

- 物質名称
- CAS登録番号
- 化審法番号
- 安衛法番号

国内外法規制や各機関の有害性評価リストから、対象物質・評価物
を検索することができます。更に各法規制等の概要や関連リンク（
対応申請サイトなど）を確認することができます。

検索リストには以下のようなものがあります。

- 国内法規制情報
- 外国法規制情報
- 有害性・リスク評価情報
- 試験結果・試験報告書

国内法規制情報	関係省庁等
化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）	経産省、厚労省、環境省
特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化管法）	経産省、環境省
概要	
事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的とし、特定の化学物質について環境への排出量等の届出（PRTR）及び性状及び取扱いに関する情報としてSDS（化学物質等安全データシート）の提供を定めています。	
関連情報へのリンク	
法令 、 概要 、 PRTR届出方法 、 化管法ラベル ・ SDS作成ガイド 、 PRTRデータ集計結果	
物質リスト	データの説明
化管法（令和4年度分までの排出量等の把握や令和4年度末までのSDS提供の対象）	データの説明
化管法（令和5年度分以降の排出量等の把握や令和5年度以降のSDS提供の対象）	データの説明

化管法対象化学物質リストとして、
改正前、改正後とそれぞれ確認可能

目次

1. 化管法の概要

2. 化管法に基づくPRTR制度とは

2.1 PRTR制度の概要

2.2 PRTRデータの概要

3. 化管法及び政省令改正とPRTR制度

4. まとめ

まとめ

◆化管法が事業者のみなさまに求めること



- 法で指定された**化学物質の自主的な管理の改善**の促進
- 事業者が自らの化学物質管理の状況を、**周辺住民などにわかりやすく伝え、理解を深める**ように努める
- 自主管理に必要な**情報伝達**を確保

◆PRTR制度を活用した自主管理

- 管理の方法や使用の合理化
- 化学物質の適正管理のためには、化学物質のリスク評価結果に基づく **リスク管理**を行い、そのリスク情報に関する**関係者間の情報共有やコミュニケーション**が重要

◆法及び政省令改正とPRTR制度

- 対象化学物質の変更と分類名の付与、管理番号の導入
- 届出様式の変更
- 化学物質管理指針の改正

ご清聴ありがとうございました。